

JAL企業年金減額改定に対すとりくみについて

とりくみの報告と御礼

JAL年金減額問題に関しては受給権を守る立場から「JAL企業年金の改定について考える会」を立ち上げ、皆様のご意見、アドバイスをもとにあらゆるとりくみを行ってきました。

JALは会社更生法適用を申請し、更生計画案の認可決定（2010年11月30日）により改訂年金制度が実施されます。

これまでのとりくみをご報告すると共に、皆様の多大なご支援に心より御礼申し上げます。

年金減額に関する「考える会」のとりくみは終了いたしますが、今後ともJAL退職者の年金問題、福利厚生問題、健康保険問題等については退職者の立場からとりくみを行えるような組織、例えば「JAL退職者懇談会（仮称）」などを検討しているところです。みなさまののち意見、ご協力をお願いいたします。概略がまとまりましたら別途お知らせいたします。

世話人一同

（お知らせ）

皆様から寄せられた不同意葉書（合計1,239通）は2月下旬の特別給付金の支払を確認後に破棄いたします。ご協力ありがとうございました。

1、減額提案から厚生労働省の認可までの経緯

（1）異例づくめの減額提案

2009年5月12日にJALI西松社長から退職者へ企業年金（確定給付企業年金・基金型）の給付額について5割越えの減額を求める手紙がいきなり届き、退職者へ衝撃が走った。

手紙は「2008年度に631億円の損失を計上、2009年度に金融機関からの追加融資を確保するために黒字化が必要であり、退職給付債務を1600億円削減する年金制度改定を前提とした2009年度事業計画によって金融機関に理解を求めている。」とし2009年度の事業計画発表日である5月12日に配達指定されました。

JALの年金制度は確定給付企業年金法に基づいた制度で加入者約16,000名、受給者・待期者約9,000名を擁していました。

JAL年金制度の変遷概略

1960年4月1日	旧職員退職年金創設
1972年4月1日	職員退職年金（税制適格年金）に変更
1992年10月1日	日本航空更生年金基金設立・移行
2007年3月15日	代行返上（将来分）認可
2008年10月1日	JAL企業年金基金設立・移行（過去分含めた代行返上）

年金減額の改定は減額の大きさ、改定の進め方も事業主のみならず、政治、マスコミを巻き込んで異例づくめの展開となりました。

減額改定の同意手続きは2009年12月18日から2010年1月22日の間に行われ、基金は2月7日に受給権者6,472名（母数8,932名、72.4%）、加入者14,927名（母数15,742名、94.8%）で2/3を上回る同意を得たと発表した。（受給者は3割強、加入者は5割強の減額改定）

一方、2010年1月19日にはJALの経営危機が進行する中で会社更生法の申請手続きが行われ、改定年金制度については存置を行うことが管財人である企業再生支援機構から申し立てられ、厚生労働大臣は3月17日にJALの更生計画の裁判所の認可を前提に規約改定を認可しました。（改定施行日は2010年3月25日、実施日は10月を目途とされたが更生計画案の認可を受け12月1日となった。）

改定をめぐる動き	
2009年12月18日～2010年1月22日	同意手続き実施
2010年2月15日	基金代議員会で規約変更（減額）を決議
2010年3月17日	改訂規約の厚生労働大臣の認可取得
	施行日：更生計画の認可を条件として2010年3月25日から施行 改訂実施日：平成22年10月1日（ただし、更生計画認可の日が10月1日を超える場合は、認可の日が所属する月の翌月以降最初に到来する偶数月の1日）
2010年8月31日	更生計画案提出（減額年金制度の存置）
2010年11月30日	更生計画案認可される。（制度改定実施日は12月1日、改訂後の年給給付実施は2011年2月1日、最低積立基準額の特別給付金は2月下旬に支払。）

(2) JAL再建方針の迷走と政治的決着へ

燃油費の異常な高騰、米国の金融危機に端を発した世界経済の強行で需要が落ち込み、新型インフルエンザの影響などでJALの経営危機は急速に悪化し国を巻き込んだ再建対策が行われたが迷走の結果2010年1月19日には会社更生法の申請を行うに到りました。

目先の対策では解決することのできないJAL経営基盤の本質的な弱点が窮地に追い込む背景にありました。

- ① 実需を無視した地方空港の過大な建設が行われ不採算路線への就航を余儀なくされている実情、さらに赤字の国際線への国策による展開。
- ② 米国の経済圧力のもと輸入促進策がとられた大型ジャンボ機の大量購入による設備投資が莫大な有利子負債をつくってきた実情。

過去の放漫経営（ドル先物買い、本業と関係のないホテルリゾート投資での失敗など）もあるが、架空の需要のもとに国の空港建設ありきの航空政策は進められてきたことが一時的な環境変化に耐えられない経営基盤の弱さをつくってきたがJAL破綻の本質的な原因となっています。

前原国土交通大臣（当時）も「空港整備というものをかなり採算を度外視してやってきたことが負担となっている。」（2009年9月18日記者会見）と言及し政府の航空政策の責任を認めています。

この間JAL再建に対する政府方針も迷走しました。

再建方針の迷走	
2009年8月20日	日本航空の経営改善計画策定に対する国土交通省の基本的スタンスに

	について（経営改善・改革の具体的方策提起）
2009年8月20日	国土交通省で「日本航空の経営改善のための有識者会議」立ち上げ
2009年9月 日	JALが政府に自主再建計画提出し支援要請
2009年9月25日	前原国土交通大臣が支援のための「JAL再生タスクフォース」を立ち上げ
2009年11月13日	JALが企業再生支援機構に支援要請
2010年1月19日	JALは会社更生法適用を東京地裁に申請
2010年11月30日	更生計画案の東京地裁による認可決定

2、退職者のたたかい（垣根を越えた連帯）と考える会の果たした役割

5月12日にJAL I 西松社長から5割越え減額の手紙が送られてから数日後5月14日には「JAL企業年金の改定について考える会」が世話人によって立ち上げられ取組を開始しました。退職者への情報提供や改訂制度の内容（3割強の減額に）へも反映させることができました。

考える会の主な取組

1,争点を明らかにし受給権者の要求を明確にしたことで、運動に確信と広がりをつくれた。

①「企業年金は賃金の後払い」の法的根拠を明らかにしたこと。（優遇制度ではなく事前積立制度で受給権が確立していること）

②JALが危機に陥った真の原因と責任を明らかにさせるとりくみを行い、犠牲転嫁を許さないとりくみを行った。

2、垣根を越えた連帯を築いたことがとりくみのエネルギーを大きくした。

①全職種、管理職、すべての労働組合の出身OBの参加で世話人会を運営した。

②世話人会では情報収集、情勢分析、年金の学習会など行い意思統一し、考えられることはすべて取り組んだ。（事業主・基金・政府などへの要請行動、マスコミ取材対応など）

③2009年12月21日には職種をこえた約800名の方の参加で「JAL企業年金を考える集い」を成功させた。

3、考える会のホームページの活用が大きな影響力を広げた。

①ホームページには立ち上げから4ヶ月で13万件を超えるアクセス、700件を超える投稿があった。（2011年1月現在で92万件のアクセス）外部の方からのたくさんの支援、アドバイスもいただいたことに感謝いたします。。

②受給権者の要求・見解の発表、投稿など意見交換・情報交換の場、とりくみの報告の場、不同意登録など組織活動の場となった。

3、年金バッシングの影響を受けた減額同意

JALの再建に公的資金（企業再生支援機構の出資）が使われるのは更生計画や政府見解が明らかにしているように航空法で規定されている「国民の足」として政府の責任のもと安全運航を続けながらの再建を求められているからです。

JAL 再建問題を通して行われた年金減額のバッシングは破綻の根本的な原因や責任を明らかにせず、年金減額の特別立法まで検討し犠牲転嫁をはかろうとしたことにありました。

考える会では、ホームページに掲載してきたように政府・JAL への要請行動を通して事実に基づいた反論を行いました。ホームページで集約した受給者・待期者の減額反対の署名数は受給者全体の 4 割を超えました。

最終的に JAL 再建を担った企業再生支援機構が 2010 年 1 月 9 日以降「年金減額手続きで OB の 2/3 以上の同意取り付けに失敗した場合、年金基金を解散する方針」と大々的にマスコミ報道が行われたことは減額同意に大きな影響を与えました。

4、受給者減額の法規制の弱さが課題に

欧米では受給者の減額は法で規制され、支払保証制度も整備されています。

「賃金の後払い」として給付されている年金が一度減額されると、法的な回復措置はなく老後の生活保障が大きく失われるため原則として減額は認められていませんが、日本の確定給付企業年金法では以下の要件で厚生労働大臣が規約改正を認可又は承認し受給者減額が可能です。

- ①経営の状況の悪化・掛金の拠出が困難など財政状態が悪いこと。
- ②受給者の 2/3 以上の同意。
- ③希望者には最低積立基準額の一時金で精算する。

確定給付企業年金法の採決（2001 年）にあたり国会での附帯決議では「公的年金の上乗せ給付としての役割が期待され一層の普及促進に努める」とし「受給権保護を図るための支払保証制度の検討」

「受給者に対する情報の開示は受給者にとって不利益変更を行う場合には適切な手続きの下に行われるよう必要な措置を講じる」などの内容を指摘していましたが、JAL の減額手続きは政府、マスコミを通して「公的資金が年金に流れる」「減額に同意しないと法的整理になり解散に」「特別立法で強制的に年金減額を行う」など危機の原因が年金にあるかのようにバッシング行われ減額の同意手続きに大きな影響を与えました。

また、JAL で行われた同意手続きでは減額同意に併せ最低積立基準額の一時金の放棄をパッケージで求められ「企業の工夫の範囲」として容認されました。

年金制度の維持、受給権の保護にどうとりくみのかは今後とも大きな課題となっています。

5、老後の生活は誰が支えるのか？

確定給付企業年金法は 2002 年 4 月に施行され約 600 万人（2009 年 3 月末）が加入していますが受給者減額の実施や確定拠出年金への移行などが報道されています。

2010 年 11 月には日本経団連が「企業年金に関する制度改善要望」で確定給付年金について、規約変更（給付減額）は「真にやむを得ない場合」に限定せず「受給権者の 3 分の 2」以上の同意があれば認可すべきと要望しています。

また受給権保護のため重要な制度である給付減額を行う場合、希望者に支給する一時金「最低積立基準額」を 3 分の 2 以上の合意があれば選択一時金水準も認めるべきと受給権の緩和要望を行っています。

確定給付企業年金法は第 1 条（目的）で「国民の高齢期における所得の確保に係わる自主的な努力を

支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」としています。

厚生労働省年金局長は衆議院厚生労働委員会の答弁（2009年4月15日171国会）で「公的年金とあわせて退職前所得の6割程度を努力目標としており、6割程度という努力目標は企業年金の基本となっている。」と説明しています。

本来の企業年金の役割を再認識し、老後の生活をどう支えるのか国、事業者任せでなく、受給者・加入者は今後のあり方、とりくみを考える必要があります。

6、退職者の権利を守る組織の必要性

今後、公的年金にあわせ、改訂された年金制度の存続・維持・向上、さらには退職者の生活にとって影響のある福利厚生制度、健康保険問題などについても切り下げ改訂が行われています。

更生計画下の人員削減・賃金退職金制度改訂などが行われ2010年12月には整理解雇の強行まで行われました。安全運航第一の再建を望むとともに、退職後の情報交換確立、退職者の要求・課題へのとりくみは益々必要になっています。

退職者の生活や権利を守るための組織の必要性についても切実度を増しています。

「JAL企業年金の改定について考える会」の果たした役割を引き継ぐ「JAL退職者懇談会（仮称）」の立ち上げを検討していきます。皆様のアドバイス、ご指導をよろしくお願いいたします。